



「エコアクション21 認証登録制度」の展開について (下)

## パフォーマンス重視の中小事業者向け、環境経営認証制度

「エコアクション21」の取り組み開始から、認証登録までの手順をみると、事業場における取り組みの手順と、認証登録の手続きとに分けられる。(ガイドライン、各種の規程、申請書の様式など関連する情報などは、IGES事務局のホームページ「http://www.ea21.jp」からダウンロードできる)

## 3) 事業場における取り組みの手順

エコアクション21の取り組み内容は、環境省のガイドラインに詳細に記されているが、そのポイントは次の通り。認証・登録を受けようとする事業者は、まず、申請する前に、3ヵ月から半年の間、事業場において、次の手順でエコアクション21に取り組む。

ア) 事業場からの環境負荷(CO<sub>2</sub>、廃棄物、水使用量は必須項目)を自己チェックする。ガイドラインには簡易な自己チェックシート(たとえば、使用電力からのCO<sub>2</sub>排出量は、使用電力量[kWh]×kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出係数)がついている。環境負荷は継続して把握。

イ) 環境への取り組みを自己チェックする。ガイドラインには200項目を超えるチェックリストがついている。この自己チェックによって、環境負荷削減のために重点的に取り組んでいく対策分野が明らかになる。

ウ) ア)とイ)を踏まえて、①「環境方針」の策定(経営者が策定)、②「環境目標」(上記ア)の3項目は必須)の設定、③環境目標を達成するための「環境活動計画」を策定する。環境活動計画では、事業場内での取り組み体制や、化学物質などを使用する事業場での緊急時の対応も明確にしておく。

エ) 適用されている環境関連法規を整理し、遵守していること(コンプライアンス)を確認する。

オ) 環境目標を達成するため環境活動計画に基づく取り組みを開始する(Plan-Do-Check-Action)。

カ) この間、1ヵ月ごとに環境負荷をチェックシートで把握し、記録しておく(必須3項目の環境負荷の削減によって、光熱水費などのコストが削減されることがわかる)。

キ) 3ヵ月から半年間取り組みを実施したら、経営者はこれまでの取り組みを評価・見直し、必要な指示を出す。

ク) 以上の結果をとりまとめ、「環境活動レポート」(①環境方針、②事業場概要、③環境目標と実績、④環境

活動計画、⑤取り組み結果の評価、⑥環境法規の遵守)を作成し、外部の人でも入手できるようにしておく(すなわち「公表」)。

## 4) 認証・登録の手続き

「環境活動レポート」が作成・公表されたら、次の手順で認証・登録の手続きを行う。

ケ) IGES事務局(又は地域事務局)に審査の申し込み(申し込みの様式は事務局ホームページからダウンロードできる)する。その際、審査人を指名。審査人リストはIGES事務局ホームページに掲載されているので、審査人の居住地、専門とする業種などを勘案して指名する。審査人を見つけることができないときは、IGES事務局(または地域事務局)に問い合わせると、審査人を紹介・斡旋してくれる。環境活動レポートもIGES事務局(または地域事務局)に提出する。

コ) 審査人による審査を受ける。あらかじめ審査人が相談して審査計画書を作成。審査は、書類審査と現地審査。審査費用は1人日5万円。事業場の規模などに応じて、標準的には10万円から30万円(前号の表参照)。

サ) 次に、IGES事務局(または地域事務局)に認証・登録を申請(申請の様式は事務局のホームページからダウンロードできる)する。IGES事務局(または地域事務局)では、判定委員会において、環境活動レポート、審査人が作成した審査報告書などから認証の可否を判定。

シ) IGES事務局との間で認証・登録契約の締結を経て、「認証・登録証」がIGES理事長から発行される。認証登録料は従業員数10人までが5万円、11人以上が10万円(前号の表参照)。会社のパンフレットなどにロゴマークを使用することができる。環境活動レポートは、IGES事務局のホームページでも公表される。

以上が認証・登録までの手順・手続きである。認証・登録の期間は2年間。約1年後には「中間審査」を受け、2年前までに「更新審査」を受けることによって、認証・登録は更新される。

## 5) 認証登録が環境経営の証に

エコアクション21は特に、中小事業者のCO<sub>2</sub>、廃棄物などの環境負荷削減の取り組みを支援する仕組みだが、同時にその認証登録は、サプライチェーンの中での取引

先からの「環境経営」の要求に応えるものでもある。つまり、認証登録が、環境経営の証(あかし)になる。

エコアクション21認証登録を取引、入札などの条件としているかどうか、IGES事務局でもまだ具体的に把握していないため、IGES事務局は「グリーン購入ネットワーク(GPN)」のメンバーに対するアンケート調査の集計結果から、おおまかな傾向をつかんでみた。

GPNのメンバーは、環境に配慮した製品の購入・調達に熱心な企業(大、中小)、都道府県、市町村、団体などだが、まず、「物品・サービスの納入事業者の選定に際して環境経営を優先(条件)にしているか」という問には、「はい」が56.5%、「いいえ」が42.9%。グリーン購入に熱心な企業などにおいても、現状では、納入事業者に環境経営を求めているのは、約半数にとどまっていることがわかる。次に、「はい」の回答者は「何をもって環境経営の証明としているか」という問には、ISO14001が25.2%、ISO14001および環境報告書が16.3%、環境報告書が3.4%、その他が9.5%。環境経営の証明は、圧倒的にISO14001である。

また、「エコアクション21認証登録を環境経営の証明としていくか」という問には、「はい」が18.4%、「検討したい」が59.2%、「いいえ」が19.7%。「いいえ」の主

な理由は、「納入先に環境経営を要求していない」「エコアクション21認証登録企業はまだ少ない」などである。「はい」と「検討したい」を合わせると77.6%と、エコアクション21への期待が大きいことがわかる。

## 6) グリーン購入とも連動して輪が次々広がる

「グリーン購入」は本来、環境配慮製品の購入・調達を目指すものだが、納入事業者の環境経営を購入・調達の条件にするようになっており、「エコアクション21」は環境負荷を削減する環境経営を目指す手法だが、環境負荷を減らすための手段の1つとしてグリーン購入が存在する、という関係にある。すでにグリーン購入はエコアクション21を要求し始めているから、エコアクション21の要求事項にグリーン購入を具体的に位置づけると、逆に、エコアクション21がグリーン購入を要求することになり、両者が輪になって回り出し、その輪が広がっていくのではないかと考えられる。

これによって、「B⇄B」(ビジネスとビジネスの間)のグリーン化(特に、CO<sub>2</sub>削減、廃棄物削減など)が大いに進むことになる。さらに次のステップとして、「B⇄C」(ビジネスと消費者の間)の手法も、編み出す必要に迫られるに違いない。

(C. N)